

改正

昭和35年6月本部訓令第19号  
昭和37年5月本部訓令第18号  
昭和39年11月本部訓令第33号  
昭和41年3月本部訓令第5号  
昭和43年3月本部訓令第8号  
昭和44年3月本部訓令第10号  
昭和46年4月本部訓令第12号  
昭和48年6月本部訓令第23号  
昭和50年2月本部訓令第6号  
昭和54年11月本部訓令第20号  
昭和57年3月本部訓令第7号  
昭和59年3月本部訓令第8号  
昭和62年3月本部訓令第12号  
平成元年12月本部訓令第34号  
平成5年12月本部訓令第31号  
平成8年4月本部訓令第13号  
平成10年10月本部訓令第29号  
平成12年12月本部訓令第42号  
平成14年4月本部訓令第22号  
平成16年2月本部訓令第3号  
平成17年4月本部訓令第14号  
平成19年3月本部訓令第2号  
平成21年3月本部訓令第6号  
平成21年12月本部訓令第31号  
平成23年4月本部訓令第14号  
平成24年11月本部訓令第28号  
平成27年3月本部訓令第9号  
平成28年3月本部訓令第14号  
平成30年3月本部訓令第4号  
令和4年3月本部訓令第11号  
令和6年9月本部訓令第27号  
令和7年7月本部訓令第19号

〔注〕平成19年3月から改正経過を注記した。

昭和36年3月本部訓令第12号  
昭和37年9月本部訓令第30号  
昭和40年3月本部訓令第7号  
昭和43年1月本部訓令第2号  
昭和43年6月本部訓令第14号  
昭和46年3月本部訓令第4号  
昭和48年3月本部訓令第11号  
昭和49年2月本部訓令第2号  
昭和53年4月本部訓令第9号  
昭和55年3月本部訓令第15号  
昭和58年3月本部訓令第9号  
昭和60年3月本部訓令第10号  
平成元年3月本部訓令第15号  
平成4年7月本部訓令第25号  
平成6年9月本部訓令第28号  
平成9年4月本部訓令第11号  
平成12年2月本部訓令第2号  
平成13年3月本部訓令第1号  
平成15年4月本部訓令第24号  
平成16年10月本部訓令第28号  
平成18年5月本部訓令第21号  
平成19年4月本部訓令第8号  
平成21年10月本部訓令第26号  
平成22年4月本部訓令第20号  
平成24年8月本部訓令第18号  
平成25年3月本部訓令第4号  
平成28年1月本部訓令第2号  
平成28年6月本部訓令第26号  
令和4年3月本部訓令第7号  
令和4年8月本部訓令第26号  
令和7年2月本部訓令第4号  
令和8年2月本部訓令第5号

警察本部  
警察学校  
各警察署

広島県警察公印規程を次のように定める。

広島県警察公印規程

広島県警察公印規程（昭和30年広島県警察本部訓令第5号）の全部を改正する。

(この訓令の目的)

第1条 この訓令は、別に定めがあるもののほか、広島県公安委員会及び広島県公安委員会委員長の公印の保管その他必要な事項並びに広島県警察において使用する公印の制式、保管その他必要な事項を定めることを目的とする。

(公安委員会の公印の管理責任者及び保管責任者)

第2条 広島県公安委員会及び広島県公安委員会委員長の公印の管理責任者は、次の各号に掲げる公印の区分に従い、当該各号に掲げる職にある者をもって充てる。

- (1) 証明書用及び通知書用の公印 総務部総務課長（以下「総務課長」という。）及び交通部運転免許課長
- (2) 駐車監視員資格者証用及び放置駐車違反用の公印 交通部交通指導課長
- (3) 運転免許用、運転経歴証明書用、国外運転免許証用及び国外運転免許証車両種別用の公印 交通部運転免許課長
- (4) 運転免許の拒否、取消しの通知用の公印 交通部運転免許課長
- (5) 運転免許証備考欄記入用、運転経歴証明書備考欄記入用及び運転免許の行政処分に関する通知等の記載事項の変更用の公印 交通部運転免許課長及び警察署長
- (6) 交通規制に関する適用除外車両に係る標章の記載事項の変更用、高齢運転者等標章の記載事項の変更用、火薬類・銃砲等・刀剣類事務用、風俗営業・性風俗関連特殊営業・特定遊興飲食店営業事務用、質屋営業・古物営業・金属くず業事務用及び探偵業事務用の公印 警察署長
- (7) 前各号に規定する公印以外の公印 総務課長

2 広島県公安委員会及び広島県公安委員会委員長の公印の保管責任者は、警察本部の課、室、隊及び所にあつては次席又は副隊長の職にある者、警察署にあつては副署長又は次長の職にある者をもって充てる。ただし、次の各号に掲げる公印の保管責任者は、当該各号に掲げる職にある者をもって充てる。

- (1) 駐車監視員資格者証用及び放置駐車違反用の公印 交通部交通指導課駐車管理室長
- (2) 証明書用、通知書用、国外運転免許証車両種別用、運転免許証備考欄記入用、運転経歴証明書備考欄記入用及び運転免許の行政処分に関する通知等の記載事項の変更用の公印のうち広島県東部運転免許センターに備えてあるもの 交通部運転免許課東部運転免許センター長
- (3) 運転免許証備考欄記入用、交通規制に関する適用除外車両に係る標章の記載事項の変更用、高齢運転者等標章の記載事項の変更用、運転経歴証明書備考欄記入用及び運転免許の行政処分に関する通知等の記載事項の変更用の公印のうち、音戸分庁舎、大崎上島分庁舎及び因島分庁舎並びに千代田交番、油木交番及び東城交番に備えてあるもの 当該分庁舎長又は交番所長
- (4) 火薬類・銃砲等・刀剣類事務用、風俗営業・性風俗関連特殊営業・特定遊興飲食店営業事務用、質屋営業・古物営業・金属くず業事務用及び探偵業事務用の公印のうち、大崎上島分庁舎及び因島分庁舎に備えてあるもの 当該分庁舎長

(一部改正〔平成19年本部訓令2号・21年26号・22年20号・24年18号・28号・25年4号・28年26号・令和4年7号・令和8年5号〕)

(公印の種類等)

第3条 広島県警察における公印の種類、名称、制式、管理責任者及び保管責任者は、別表のとおりとする。

(一部改正〔令和8年5号〕)

(公印の新調、改刻及び廃止)

第4条 公印を新調し、改刻し、又は廃止する必要があるときは、当該公印を管理する所属（警察本部の課、室、隊及び所並びに市警察部の課並びに警察学校並びに警察署をいう。以下同じ。）の長は、速やかに、別記様式第1号の公印新調・改刻・廃止申請書により、広島県警察本部長（以下「本部長」という。）に申請しなければならない。

(一部改正〔令和8年5号〕)

(管理責任者)

第4条の2 管理責任者は、その管理に係る公印の管理について、その責めに任ずる。

(保管責任者及び同補助者)

第5条 保管責任者は、管理責任者の命を受け、公印の使用、保管その他公印の取扱事務について、その責めに任ずる。

2 第2条第2項及び第3条の規定にかかわらず、執務時間（広島県の休日を定める条例（平成元年広島県条例第2号）第1条第1項に規定する県の休日を除いた日の8時30分から17時15分までをいう。以下同じ。）外にあつては、当直責任者又は本署当番主任者を保管責任者とすることができる。

3 管理責任者は、所属職員のうちから、補助者を指名することができる。

4 補助者は、上司の指揮を受け、保管責任者を補助する。

(一部改正〔平成19年本部訓令2号・8号・21年6号・26号・31号・22年20号・24年18号・28号・30年4号・令和7年4号・令和7年19号・令和8年5号〕)

(公印台帳)

第6条 管理責任者は、別記様式第2号の公印台帳を2部作成し、公印の新調、改刻又は廃止の都度整理するとともに、1部は、総務課長に送付しなければならない。

2 総務課長は、前項により送付を受けた公印台帳を、整理しておかなければならない。

3 公印台帳は、管理責任者の所属にあつては、公印を廃棄した日の属する年の翌年の初日から起算して1年間、総務部総務課にあつては、公印を廃棄した日の属する年の翌年の初日から起算して30年間保管するものとする。

(一部改正〔令和6年本部訓令27号〕)

(公印の保管)

第7条 公印は、常に堅ろうな印箱に納め、執務時間外は、錠を施した箇所に保管しなければならない。

(公印の使用)

第8条 第6条の規定により登録された公印以外の公印に類似する印章は、使用してはならない。

2 公印は、公文書以外に使用してはならない。

3 公印を使用するときは、押印しようとする文書と当該決裁文書その他公印を必要とすることを証する文書を添えて、当該公印の保管責任者に提示し、その承認を受けなければならない。

4 前項の承認を求められた保管責任者は、押印しようとする文書と当該決裁文書とを照合し、及び決裁区分の適否等を審査し、適当と認めるときは、当該決裁文書の所定欄に認め印を押印した上、公印を使用させるものとする。

5 公印の使用は、努めて執務時間内に行い、執務時間外における使用は、緊急やむを得ないものにとめるようにしなければならない。

6 公印の使用について、前3項の規定により難い特別な事情がある場合は、別に定めるところによることができる。

(一部改正〔令和7年19号・令和8年5号〕)

(公印の事前押印)

第8条の2 公印は、文書交付の日時、場所その他の関係により事前に当該公印を押印しておくことが適当と認められるものに限り、広島県公安委員会印、広島県公安委員会委員長印及び本部長印にあつては総務部長の、その他の公印にあつては当該公印の管理責任者の承認を得て、事前に押印することができる。

2 前項の規定による承認を受けようとする者は、別記様式第3号の公印事前押印（刷込み）承認願（以下この条において「承認願」という。）を、広島県公安委員会印、広島県公安委員会委員長印及び本部長印にあつては総務部長に、その他の公印にあつては当該公印の管理責任者に提出しなければならない。

3 前項の規定による承認願の提出を受けた総務部長又は管理責任者は、公印事前押印の承認又は不承認の決定を行い、その旨を承認願の写しに記載して、承認願を提出した者に回答するものとする。ただし、

承認願の提出を受けた管理責任者と、承認願を提出した者の所属が同一の場合、管理責任者は、公印事前押印の承認又は不承認の決定のみを行い、記載及び回答は要しないものとする。

- 4 承認願及び前項の回答は、前項で承認又は不承認の決定を行った日の属する年の翌年の初日から起算して1年間保管するものとする。
- 5 公印を事前に押印した用紙（以下「公印事前押印用紙」という。）は、その枚数を点検して保管するものとする。この場合において、別記様式第4号の受払簿を作成し、承認の決定を受けた年月日を記載するとともに、常に公印事前押印用紙の受払状況を明らかにしておかなければならない。
- 6 前項の受払簿は、公印事前押印用紙の受払いが完結した日の属する年の翌年の初日から起算して1年間保管するものとする。
- 7 公印事前押印用紙が汚損し、若しくは破損し、又は様式の変更その他の理由で不用となつた場合は、その汚損若しくは破損又は不用となつた公印事前押印用紙を保管する所属の保管責任者において、速やかに破棄しなければならない。
- 8 公印事前押印の承認及び公印事前押印用紙の管理の方法について、第2項から前項までの規定により難い特別の事情がある場合は、別に定めるところによることができる。

（一部改正〔令和4年本部訓令26号・6年27号〕）

（公印の印影の刷込み）

第8条の3 公印は、これを押印することが著しく事務に支障を来すと認められるものに限り、広島県公安委員会印、広島県公安委員会委員長印及び本部長印にあつては総務部長の、その他の公印にあつては当該公印の管理責任者の承認を得て、その印影を刷り込むことができる。

- 2 前条第2項から第8項までの規定は、前項の規定により公印の印影を刷り込む場合について準用する。

（一部改正〔令和4年本部訓令26号・6年27号〕）

（電子公印）

第8条の4 電子計算機を利用して公文書を作成する場合であつて、事務の性質上、公印を押印することが困難なため、当該電子計算機の利用により、当該公印の印影を磁気ディスクその他の媒体に記録し、その記録した公印の印影を出力したもの（以下「電子公印」という。）を使用する必要があるときは、総務部長の承認を得て、当該公印の押印に代えて電子公印を使用することができる。

- 2 前項の規定による承認を受けようとする者は、別記様式第5号の電子公印使用承認願（以下この条において「承認願」という。）を総務部長に提出しなければならない。
- 3 前項の規定による承認願の提出を受けた総務部長は、電子公印使用の承認又は不承認の決定を行い、その旨を承認願の写しに記載して、承認願を提出した者に回答するものとする。
- 4 承認願及び前項の回答は、承認の場合は、承認を受けた電子公印の使用が終了した日の属する年の翌年の初日から起算して1年間、不承認の場合は、不承認の決定を行った日の属する年の翌年の初日から起算して1年間保管するものとする。
- 5 第1項の規定により承認を受けた所属の長は、電子公印の使用に当たり、電子公印に係る印影の改ざん、複製、盗用その他の不正使用を防止するための措置を講じなければならない。
- 6 電子公印の使用を廃止したときは、不正使用の防止に留意の上、電子計算機に記録した公印の印影を消去するとともに、その旨を総務部長に通知しなければならない。

（一部改正〔令和4年本部訓令7号・6年27号〕）

（不用公印の処分）

第9条 管理責任者は、その管理に係る公印が改刻又は廃止により不用となつた場合には、速やかに、印刻文字の切除、焼却等盗用のおそれのない方法により廃棄しなければならない。

附 則

（施行期日）

- 1 この訓令は、昭和33年9月6日から施行する。

2 この訓令施行の際、現に使用中の公印で、寸法の異なるものは、当分の間なお従前のまま使用するものとする。

(古物営業法及びこれに基く命令に関する取扱手続の一部改正)

3 古物営業法及びこれに基く命令に関する取扱手続(昭和28年広島県警察本部訓令第22号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

(質屋営業法及びこれに基く命令に関する取扱手続の一部改正)

4 質屋営業法及びこれに基く命令に関する取扱手続(昭和28年広島県警察本部訓令第23号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

(風俗営業法及びこれに基く命令に関する取扱手続の一部改正)

5 風俗営業法及びこれに基く命令に関する取扱手続(昭和28年広島県警察本部訓令第21号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則(昭和35年6月22日本部訓令第19号)

この訓令は、昭和35年6月22日から施行する。

附 則(昭和36年3月25日本部訓令第12号)

この訓令は、昭和36年3月25日から施行する。

附 則(昭和37年5月25日本部訓令第18号)

この訓令は、昭和37年6月10日から施行する。ただし、別表のうち、課(室)印に関する改正規定中警務部厚生課、警備部公安課および警備部外勤課の印に関する部分ならびに課(室)長印に関する改正規定中警務部厚生課長、警備部公安課長および警備部外勤課長の印に関する部分は、昭和37年4月1日から適用する。

附 則(昭和37年9月20日本部訓令第30号)

この訓令は、昭和37年10月1日から施行する。ただし、別表のうち、契約担当官印に関する部分は、昭和37年9月15日から適用する。

附 則(昭和39年11月20日本部訓令第33号)

この訓令は、昭和39年11月20日から施行する。

附 則(昭和40年3月26日本部訓令第7号)

この訓令は、昭和40年4月1日から施行する。

附 則(昭和41年3月31日本部訓令第5号)

この訓令は、昭和41年4月1日から施行する。

附 則(昭和43年1月19日本部訓令第2号)

この訓令は、昭和43年2月1日から施行する。

附 則(昭和43年3月26日本部訓令第8号)抄

1 この訓令は、昭和43年4月1日から施行する。

附 則(昭和43年6月29日本部訓令第14号)

この訓令は、昭和43年7月1日から施行する。

附 則(昭和44年3月27日本部訓令第10号)

この訓令は、昭和44年4月1日から施行する。

附 則(昭和46年3月12日本部訓令第4号)

この訓令は、昭和46年3月12日から施行する。

附 則(昭和46年4月1日本部訓令第12号)抄

1 この訓令は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則（昭和48年3月31日本部訓令第11号）

この訓令は、昭和48年3月31日から施行する。

附 則（昭和48年6月15日本部訓令第23号）

この訓令は、昭和48年10月1日から施行する。

附 則（昭和49年2月22日本部訓令第2号）

この訓令は、昭和49年3月1日から施行する。

附 則（昭和50年2月25日本部訓令第6号）

この訓令は、昭和50年3月1日から施行する。

附 則（昭和53年4月1日本部訓令第9号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和54年11月20日本部訓令第20号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和55年3月28日本部訓令第15号）

この訓令は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則（昭和57年3月30日本部訓令第7号）

この訓令は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則（昭和58年3月31日本部訓令第9号）

この訓令は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則（昭和59年3月30日本部訓令第8号）

この訓令は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則（昭和60年3月25日本部訓令第10号）

この訓令は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則（昭和62年3月31日本部訓令第12号）

この訓令は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則（平成元年3月30日本部訓令第15号）

この訓令は、平成元年4月1日から施行する。

附 則（平成元年12月27日本部訓令第34号）

この訓令は、平成2年1月1日から施行する。

附 則（平成4年7月3日本部訓令第25号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成5年12月24日本部訓令第31号）

1 この訓令は、平成6年1月1日から施行する。

2 この訓令による改正前の訓令による様式により作成された用紙で、この訓令施行の際現に各所属の在庫に係るものは、この訓令による改正後の訓令による様式により作成された用紙とみなし、当分の間、引き続き使用することができる。

附 則（平成6年9月27日本部訓令第28号）

この訓令は、公布の日から施行する。〔以下略〕

附 則（平成8年4月1日本部訓令第13号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成9年4月1日本部訓令第11号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成10年10月1日本部訓令第29号）

この訓令は、平成10年10月1日から施行する。

附 則（平成12年2月21日本部訓令第2号）

この訓令は、平成12年2月21日から施行する。

附 則（平成12年12月21日本部訓令第42号）

この訓令は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成13年3月14日本部訓令第1号）

この訓令は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成14年4月1日本部訓令第22号）

1 この訓令は、平成14年4月1日から施行する。

2 この訓令による改正前の訓令による様式により作成された用紙で、この訓令の施行の際現に使用中のものは、この訓令による改正後の訓令による様式により作成された用紙とみなす。

附 則（平成15年4月15日本部訓令第24号）

この訓令は、平成15年4月15日から施行する。

附 則（平成16年2月26日本部訓令第3号）

この訓令は、平成16年2月26日から施行する。

附 則（平成16年10月20日本部訓令第28号）

この訓令は、平成16年11月1日から施行する。

附 則（平成17年4月1日本部訓令第14号）

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年5月18日本部訓令第21号）

この訓令は、平成18年5月18日から施行する。

附 則（平成19年3月23日本部訓令第2号）

この訓令は、平成19年3月23日から施行する。

附 則（平成19年4月1日本部訓令第8号）

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月23日本部訓令第6号）

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年10月26日本部訓令第26号）

この訓令は、平成21年11月1日から施行する。

附 則（平成21年12月28日本部訓令第31号）抄

（施行期日）

1 この訓令は、平成22年1月1日から施行する。

附 則（平成22年4月19日本部訓令第20号）

この訓令は、平成22年4月19日から施行する。

附 則（平成23年4月25日本部訓令第14号）

この訓令は、平成23年4月26日から施行する。

附 則（平成24年8月30日本部訓令第18号）

この訓令は、平成24年8月30日から施行する。

附 則（平成24年11月26日本部訓令第28号）

この訓令は、平成24年11月26日から施行する。

附 則（平成25年3月28日本部訓令第4号）

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月25日本部訓令第9号）

この訓令は、平成27年3月25日から施行する。ただし、第1条、第3条、第5条、第8条及び第9条の規定は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年1月28日本部訓令第2号）

この訓令は、平成28年2月29日から施行する。

附 則（平成28年3月28日本部訓令第14号）

この訓令は、平成28年4月15日から施行する。

附 則（平成28年6月23日本部訓令第26号）

この訓令は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（平成27年法律第45号）附則第1条本文に規定する政令で定める日（平成28年6月23日）から施行する。

附 則（平成30年3月8日本部訓令第4号）

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月3日本部訓令第7号）

この訓令は、令和4年3月15日から施行する。

附 則（令和4年3月10日本部訓令第11号）

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年8月15日本部訓令第26号）

この訓令は、令和4年9月1日から施行する。

附 則（令和6年9月25日本部訓令第27号）

この訓令は、令和6年9月25日から施行する。

附 則（令和7年2月25日本部訓令第4号）

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

附 則（令和7年7月31日本部訓令第19号）

この訓令は、令和7年8月1日から施行する。


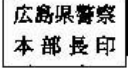



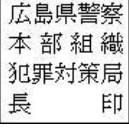
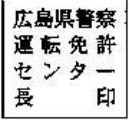
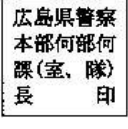
附 則（令和8年2月26日本部訓令第5号）

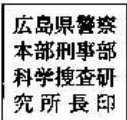
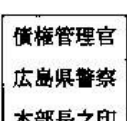
この訓令は、令和8年4月1日から施行する。


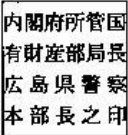






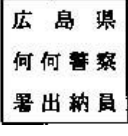
別表（第3条関係）

（一部改正〔平成21年本部訓令6号・26号・23年14号・25年4号・27年9号・28年14号・30年4号・令和4年7号・令和8年5号〕）

公印の種類	名称	公印に表示する文字	大きさ	管理責任者	保管責任者
処印	本部印	広島県 警察本部 之印	25ミリメートル平方	総務課長	総務課次席
	部印	広島県警察本部 何何部之印	25ミリメートル平方	各部庶務担当課長	各部庶務担当課次席
	市警察部印	広島県警察 広島市警察部 之印	25ミリメートル平方	市警察部庶務課長	市警察部庶務課次席
	課（室、隊）印	広島県警察本部 何何課（室、隊） 之印	25ミリメートル平方	各課（室、隊）長	各課（室、隊）次席又は副隊長
	市警察部課印	広島県警察 広島市警察部 庶務課之印	25ミリメートル平方	市警察部庶務課長	市警察部庶務課次席
	科学捜査研究所印	広島県警察本部 刑事部科学捜査 研究所之印	25ミリメートル平方	科学捜査研究所長	科学捜査研究所次席
	警察学校印	広島県警察 学校之印	25ミリメートル平方	警察学校長	警察学校副校長
	警察署印	広島県何何警察署 之印	25ミリメートル平方	各警察署長 各分庁舎長	各警察署副署長 又は次長 各分庁舎長
職印	本部長印	広島県警察本部長 印	24ミリメートル平方	総務課長 各警察署長	総務課次席 各警察署副署長 又は次長
		広島県警察本部長 印 反則通告	24ミリメートル平方	通告官	交通指導課次席
		広島県警察本部長 印 仮免許	24ミリメートル平方	運転免許課長	運転免許課次席

		24ミリメートル平方	運転免許課長 東部運転免許センター長	運転免許課次席 東部運転免許センター長
		縦6ミリメートル 横10ミリメートル	運転免許課長 東部運転免許センター長（仮運転免許証記載事項変更確認用に限る。） 各警察署長 各分庁舎長（仮運転免許証記載事項変更確認用に限る。） 油木、東城各交番所長（仮運転免許証記載事項変更確認用に限る。）	運転免許課次席 東部運転免許センター長（仮運転免許証記載事項変更確認用に限る。） 各警察署副署長又は次長 各分庁舎長（仮運転免許証記載事項変更確認用に限る。） 油木、東城各交番所長（仮運転免許証記載事項変更確認用に限る。）
部長印		23ミリメートル平方	各部庶務担当課長	各部庶務担当課次席
市警察部長印		23ミリメートル平方	市警察部庶務課長	市警察部庶務課次席
財務局長印		23ミリメートル平方	会計課長	会計課次席
組織犯罪対策局長印		23ミリメートル平方	組織犯罪対策第一課長	組織犯罪対策第一課次席
運転免許センター長印		23ミリメートル平方	運転免許課長	運転免許課次席
課（室、隊）長印		23ミリメートル平方	各課（室、隊）長	各課（室、隊）次席又は副隊長

				管理責任者が指名する警部以上の階級の者（人身安全対策課の公印のうち、東部運転免許センターに備えてあるものに限る。）
市警察部課長印		23ミリメートル平方	市警察部庶務課長	市警察部庶務課次席
科学捜査研究所長印		23ミリメートル平方	科学捜査研究所長	科学捜査研究所次席
警察学校長印		23ミリメートル平方	警察学校長	警察学校副校長
署長印		23ミリメートル平方	各警察署長	各警察署副署長 又は次長
			各分庁舎長	各分庁舎長
		23ミリメートル平方	各分庁舎長	各分庁舎長
			千代田、油木、東城各交番所長	千代田、油木、東城各交番所長
債権管理官印		23ミリメートル平方	会計課長	会計課次席
支出負担行為担当官印		23ミリメートル平方	会計課長	会計課次席
支出官印		23ミリメートル平方	会計課長	会計課次席
歳入徴収官印		23ミリメートル平方	会計課長	会計課次席

契約担当官印		23ミリメートル平方	会計課長	会計課次席
国有財産部局長印		30ミリメートル平方	施設課長	施設課次席
物品管理官印		23ミリメートル平方	会計課長	会計課次席
収入官吏印		20ミリメートル平方	会計課長	会計課次席
資金前渡官吏印		20ミリメートル平方	会計課長	会計課次席
歳入歳出外現金出納官吏印		20ミリメートル平方	会計課長	会計課次席
有価証券取扱主任官印		20ミリメートル平方	会計課長	会計課次席
出納員印		18ミリメートル平方	会計課用度第二係長	
		18ミリメートル平方	各警察署会計課長	

別記様式第1号（第4条関係）

（一部改正〔平成28年本部訓令2号・令和4年7号〕）

様式第2号（第6条関係）

（一部改正〔令和4年本部訓令7号〕）

様式第3号（第8条の2、第8条の3関係）

（一部改正〔平成28年本部訓令2号・令和4年7号・26号〕）

様式第4号（第8条の2、第8条の3関係）

（全部改正〔令和6年本部訓令27号〕）

様式第5号（第8条の4関係）

（一部改正〔平成28年本部訓令2号・令和4年7号〕）

様式第1号（第4条関係）

公印新調・改刻・廃止申請書

年 月 日
警 察 本 部 長 様
所 属 長 名
公印新調・改刻・廃止申請書
公印の種類、個数（改刻の場合は印影）
必要とする（廃止したい）理由
備考

注 所属長が警察署長の場合、警察署長名の下に括弧書きで主務課を記載すること。

様式第2号（第6条関係）

公 印 台 帳

	印鑑の 名 称	
公印保管 所 属 名		
印 材		
用 途		
(印影)		
調 製	年	月 日
改 刻	年	月 日
	年	月 日
	年	月 日
	年	月 日
廃 棄	年	月 日

注1 調製とは、制度の改正等により公印を新しく作成する場合をいう。

2 改刻とは、公印が破損、滅失その他の原因によつて印影が不鮮明となつたために作成し直すことをいう。

様式第3号（第8条の2、第8条の3関係）

公印事前押印（刷込み）承認願

年 月 日
総 務 部 長 様 （ 管理責任者 ）
所 属 長 名
公印事前押印（刷込み）承認願
公印事前押印（刷込み）する用紙の名称
公印の種類
枚数
理由

注 宛先が警察署長の場合、発信者は主務課長とすること。

備考 不用の文字は、消すこと。



様式第5号（第8条の4関係）

電子公印使用承認願

年 月 日
総 務 部 長 様
所 属 長 名
電子公印使用承認願
電子公印を使用する用紙の名称
公印の種類
事務処理上、電子公印を使用する理由及び必要性
印影の改ざん、複製、盗用その他の不正使用を防止するための措置

注 所属長が警察署長の場合、警察署長名の下に括弧書きで主務課を記載すること。